

## 就学支援金申請に係る Q&amp;A について

学生支援係

- Q1 就学支援金の対象となるか知りたいのですが。
- A1 課税証明書もしくは、市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書等に記載されている「市町村民税+都道府県民税の所得割額合計額」を確認ください。  
親権者2名の所得割額(合算額)が50万7,000円を超えている場合は、所得基準を超えますので、就学支援金の受給資格はないと判断します。  
なお、課税証明書を提出していただく必要はありません。
- Q2 所得基準(親権者等の市町村民税+都道府県民税の所得割額合計額が50万7,000円)を超えている場合でも、提出書類はありますか。
- A2 所得基準を超えた場合、提出書類はありませんが、「e-Shien」によるオンライン申請をしていただく必要があります。
- Q3 マイナンバーカードを紛失しました。
- A3 親権者2名のマイナンバーが記載されている住民票をお住いの市町村の窓口で発行し、提出することで対応可能です。  
親権者2名以外のマイナンバーが記載されている場合は、該当箇所を黒く塗りつぶして提出してください。
- Q4 記入を訂正する場合、訂正印は必要でしょうか。
- A4 訂正印を押印していただく必要はありません。  
二重線で訂正いただいたうえで、空白箇所に再度正確な内容を記入ください。
- Q5 就学支援金は何年生まで支給されますか。
- A5 支給期間は原則36月です。  
通常3年生まで支給されますが、留年等がありましたらその限りではありません。  
4年生以降は授業料免除制度がございますので、そちらを申請してください。毎年学生支援係よりご案内をしております。
- Q6 就学支援金はいつ振り込まれますか。
- A6 就学支援金は学生本人(保護者等含む)が直接受け取るものではありません。  
通常の授業料より就学支援金支給額を差し引くことで、支援する形になっております。
- Q7 書類の送付先を教えてください。
- A7 〒729-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000 弓削商船高等専門学校  
学生課学生支援係 宛に送付してください。